

近畿地方建設局 阪神高速道路公団
資 料 配 布

配布日時	平成12年12月8日
------	------------

件 名	尼崎有害物質排出規制等請求事件の和解成立に係る近畿地方建設局長談話及び阪神高速道路公団総務担当理事談話について
-----	---

取 扱 い	
-------	--

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 大阪司法記者クラブ
------	------------------------------------

問合せ先	近畿地方建設局道路部路政課 課長 多田治樹 TEL 06-6942-1141(内4151) 06-6942-0478(夜間直通) 阪神高速道路公団総務部総務課 課長 谷脇 暁 TEL 06-6252-8121(内3110) 06-6252-2106(夜間直通)
------	---

平成12年12月8日

近畿地方建設局

建設省近畿地方建設局長(藤芳^{ふじよし} 素生^{もとお})談話

本日、大阪高等裁判所において、尼崎(第1次・第2次)訴訟について和解が成立しました。

昭和63年の第一次訴訟提訴以来12年の長きにわたった本件訴訟が、円満に解決される運びとなったことは、関係各位のご尽力の賜であると存じます。

近畿地方建設局では、これまで本件地域の沿道環境の改善に向け努力してきているところですが、当事者双方が将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力することが最も妥当な解決であるとの考えから、原告との間で和解について合意に達したものです。

近畿地方建設局としては、本和解の趣旨を踏まえ、関係行政機関との連携を図りながら、道路沿道環境の改善にさらに積極的に取り組んで参ります。

平成12年12月8日

阪神高速道路公団

尼崎訴訟和解についての阪神高速道路公団総務担当理事談話

(総務担当理事 有川 正治)

本日、大阪高等裁判所において、尼崎訴訟（尼崎有害物質排出規制等請求事件）の和解が成立しました。

昭和63年の第一次訴訟提訴以来12年にわたる本件訴訟が、和解により円満に解決いたしましたことは、関係各位の御尽力の賜物であると考えております。

公団としては、本地域の阪神高速道路が阪神間を結ぶ重要な道路としての機能を果たしつつ、和解の趣旨を踏まえ、より良い沿道環境が実現できるよう、関係機関の協力を得ながら、今後とも環境対策のより一層の推進に努めていきたいと考えております。

以 上